

## 糖価調整制度の説明会における質問と回答について

質問	回答
<p>1. 異性化糖調整金単価の算定方法は公表されているのか。</p>	<p>異性化糖調整金単価については、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（以下「糖調法」という。）第 15 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、以下により算定されることとされております。</p> <p>「異性化糖調整金単価＝（異性化糖調整基準価格－異性化糖平均供給価格）×異性化糖調整率」</p> <p>ただし、異性化糖調整金単価は、異性化糖調整金単価及び異性化糖平均供給価格の合計額が異性化糖標準価格を上回らないように設定されます。</p> <p>※異性化糖調整金単価の算定は、砂糖年度の四半期単位で行っております（10月1日～12月31日、1月1日～3月31日、4月1日～6月30日、7月1日～9月30日）。</p> <p>※砂糖年度：毎年10月1日～翌年9月30日までの1年間</p>
<p>2. 異性化糖二次調整金単価の引上げについて、経緯が分かる資料などは公表されているのか。</p>	<p>異性化糖二次調整金単価の引上げに関する資料は、今回の説明会においてお示ししたものが内容として最も充実したものとなっております。</p>
<p>3. 異性化糖二次調整金単価の引上げについては、審議会などを経て決定したのか。</p> <p>異性化糖二次調整金単価を引き上げることについて、あらかじめ、関係者の意見を聞くような場があったら然るべきではないか。</p>	<p>糖調法に基づき、食料・農業・農村政策審議会の審議を経て決定される指標は、砂糖調整基準価格及びでん粉調整基準価格とされており、異性化糖二次調整金単価はその対象とはされておらず、同法第 25 条第 1 項第 1 号及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（以下「糖調法施行令」という。）第 34 条の規定に基づき算定されております。</p> <p>一方、異性化糖二次調整金が徴収されることとなった場合、一般的には、異性化糖を原料として製品を製造している企業に対して価格に転嫁されると考えられることから、異性化糖の実需者の業界団体の皆様に対し、異性化糖二次調整金単価の引上げが決定される前に御説明の機会を設けさせていただいたところです。</p>

<p>4. なぜ、異性化糖二次調整金単価の引上げを行うのか。</p>	<p>異性化糖二次調整金単価は、糖調法施行令 34 条の規定により、「過去一定年間における異性化糖の供給数量と砂糖の市価との関係を基礎とし、当該年度における異性化糖の供給数量の増加により砂糖の市価の年度平均額が低落すると見込まれる額として農林水産大臣が定める額」を基準に算定を行うこととなっています。</p> <p>このように、異性化糖二次調整金単価の算定は、「異性化糖の供給数量の増加により砂糖の市価の年度平均額が低落すると見込まれる額」がその要素となっていますが、従前の算定方法は、異性化糖の供給数量の増加による砂糖の市価の低落が生じていないケースも算定要素として含まれていたことから、今般、より政令の趣旨を踏まえた算定方法に改めることとし、異性化糖の供給数量の増加により砂糖の市価の年度平均額の低落したケースのみを要素とし算定することとしたものです。</p> <p>この算定方法の見直しを行った結果、異性化糖二次調整金単価は、現行の水準(2,000 円/トン～3,000 円/トン)から、14,000 円/トン～15,000 円/トン程度の水準に引き上げを行うこととなったものです。</p>
<p>5. なぜ、このタイミングで異性化糖二次調整金単価を引き上げるのか。</p>	<p>糖価調整制度の運用に当たっては、適切に行われているかといった観点で、常に検証しておりますが、今般の異性化糖二次調整金単価の引上げについては、糖調法施行令 34 条の趣旨をより適切に反映させる観点から見直しを行った結果が反映されたものです。</p>
<p>6. 説明資料中にある「異性化糖の出荷に係る一定数量の通知」とは何か。</p>	<p>異性化糖は砂糖と代替関係にあることから、異性化糖の供給数量が増加することにより砂糖の価格が低迷することを防ぐための需給調整機能として、過去の異性化糖の供給実績や直近の異性化糖の需要動向を勘案して四半期ごとに異性化糖の需要量を決定し、これを異性化糖製造企業ごとに分配し通知しています。この企業ごとに分配する数量を「一定数量」と称し、資料に記載したところです(根拠法令:糖調法第 25 条第 1 項)。</p>
<p>7. 異性化糖の一定数量は、どのように算出されているのか。</p>	<p>異性化糖の「一定数量」は、四半期ごとに農林水産省が公表する「砂糖及び異性化糖の需給見通し」における異性化糖の供給量に、異性化糖製造企業各社の過去の一定期間における販売シェア実績を乗じて算出しております。</p>

<p>8. 異性化糖調整金及び異性化糖二次調整金のこれまでの発生状況を教えてください。</p>	<p>異性化糖調整金及び異性化糖二次調整金については、平成 13 砂糖年度から令和2砂糖年度間(20 年間、80 回の四半期)のうち、23 期で発生があり、直近では平成 22 砂糖年度 4-6 月期が最後となっております。</p> <p>なお、異性化糖二次調整金が発生した 23 期について、1期当たり、異性化糖の全移出(出荷)量のうち 0.1～9.9%の異性化糖に対し、異性化糖二次調整金が課されたところです。</p> <p>過去の発生実績、発生額については、「別添1」の表にまとめております。</p>
<p>9. 異性化糖調整金の今後の発生の可能性はどうか。</p>	<p>異性化糖調整金は、とうもろこしの国際相場や砂糖の国際相場の相対関係により発生するかどうかが決まるため、現時点で予断を持って申し上げることはできません。</p>
<p>10. 異性化糖二次調整金が発生した場合、異性化糖メーカーが販売する異性化糖の価格に転嫁されるのか。</p>	<p>異性化糖二次調整金は、異性化糖製造事業者が一定数量を超える量を出荷する場合に課せられることになるため、農林水産省では各社ごとに一定数量を超えているか否か、また、超えるタイミングがいつになるのかを把握することは難しいですが、異性化糖二次調整金が発生した場合には、異性化糖製造事業者はコストを販売価格に上乘せすると考えられるため、一般的には、異性化糖調整金と異性化糖二次調整金の合計額が販売価格に上乘せされると考えられます。</p>
<p>11. この説明会は、どういった方々を対象に行っているのか。</p>	<p>清涼飲料、菓子、酒類、調味料など、異性化糖を原料とする製品を製造していると考えられる団体を中心に説明会開催のご案内を行い、令和3年 12 月に3回に分けて計 23 団体に説明させていただきました。今後、ご要望に応じて、ユーザー団体会員各位へのご説明の機会を頂ければと考えています。</p>
<p>12. 説明頂いた内容について、どのように会員企業に周知すればよいか。</p>	<p>周知方法については各団体によって異なると考えられ、その方法をこちらからご指示することは適当ではないと考えておりますが、農林水産省からの説明をご希望される場合は、個別にご相談ください。</p>

<p>13. 異性化糖を原料にして製造した菓子は、輸出時に調整金還付の対象となるか。</p>	<p>糖調法は輸入原料糖と国内産糖の価格調整を行うことを目的としていることを踏まえ、糖調法施行令第4条第4号ロ並びに砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則第1条の2の規定に基づき、輸入原料糖を原料とする食品(ジャム、清涼飲料水等)が輸出される場合は、国内の需給に影響を与えないことから、輸入原料糖に係る調整金が還付される仕組みとなっております。</p> <p>一方、異性化糖調整金は、国内で製造される異性化糖が砂糖と代替関係にあることを前提として、異性化糖製造企業が異性化糖を移出(出荷)することに対して徴収するものであり、異性化糖を原料に用いた加工品が輸出された場合でも、その加工品を異性化糖を用いて製造した段階で、その関係性は変わらないことから、法令上、異性化糖調整金が還付される仕組みはなく、異性化糖を原料にして製造した菓子を輸出した場合であっても、異性化糖調整金を還付することとはなりません。</p>
<p>14. 原材料高騰等の市場動向は、指標の算定の際に考慮してもらえるのか。</p>	<p>異性化糖調整金単価及び異性化糖二次調整金単価は、糖調法の規定に基づいて、過去の実績により算定されることとなります。</p>

【別添1】異性化糖調整金等の推移

(単位:円/トン、%、トン)

砂糖 年度	適用期間	異性化糖 調整基準 価格	異性化糖 調整率	異性化糖 平均供給 価格	異性化糖 標準価格	異性化糖 調整金単価	異性化糖 二次調整金 単価	異性化糖の 移出数量	うち二次調整金 対象数量
13	H13年10-12月期	171,255	10.85	92,537	94,700	2,163	1,218 (58)	146,041	5,339
	H14年1-3月期			92,148	92,358	210		161,539	8,598
	H14年4-6月期			94,080	92,946	0		236,876	0
	H14年7-9月期			93,251	92,211	0		216,718	0
14	H14年10-12月期	172,725	11.34	91,949	93,870	1,921	1,043 (50)	156,000	11,524
	H15年1-3月期			92,663	95,571	2,908		169,327	16,781
	H15年4-6月期			91,728	94,952	3,224		236,221	14,597
	H15年7-9月期			92,894	93,240	346		208,993	9,262
15	H15年10-12月期	171,465	11.25	93,030	99,876	6,846	772 (37)	159,701	13,494
	H16年1-3月期			92,831	98,847	6,016		170,181	14,694
	H16年4-6月期			97,010	99,152	2,142		234,114	7,566
	H16年7-9月期			101,924	100,895	0		228,631	0
16	H16年10-12月期	171,045	11.48	96,128	101,210	5,082	742 (35)	158,967	10,949
	H17年1-3月期			94,091	101,861	7,770		169,532	10,919
	H17年4-6月期			94,626	102,417	7,791		245,075	15,404
	H17年7-9月期			95,960	102,564	6,604		221,509	8,293
17	H17年10-12月期	170,415	11.63	95,981	104,633	8,652	560 (27)	164,774	12,324
	H18年1-3月期			95,907	108,570	8,665		169,196	12,375
	H18年4-6月期			97,220	115,217	8,513		233,623	11,647
	H18年7-9月期			97,419	114,356	8,489		222,540	12,493
18	H18年10-12月期	170,310	11.83	98,648	110,744	8,478	545 (26)	164,796	13,574
	H19年1-3月期			107,079	107,814	735		171,794	11,253
	H19年4-6月期			114,083	107,625	0		234,814	0
	H19年7-9月期			113,915	106,344	0		229,742	0
19	H19年10-12月期	165,942	12.37	113,369	99,771	0	479 (23)	174,778	0
	H20年1-3月期			118,314	99,393	0		172,252	0
	H20年4-6月期			127,166	102,081	0		241,069	0
	H20年7-9月期			135,408	99,939	0		236,050	0
20	H20年10-12月期	169,208	12.39	144,848	105,231	0	434 (21)	169,032	0
	H21年1-3月期			127,292	98,427	0		172,755	0
	H21年4-6月期			115,406	98,270	0		235,366	0
	H21年7-9月期			117,453	101,840	0		206,658	0
21	H21年10-12月期	169,208	12.39	107,835	107,709	0	434 (21)	161,953	0
	H22年1-3月期			110,219	109,757	0		166,144	0
	H22年4-6月期			110,765	113,463	2,698		224,519	269
	H22年7-9月期			111,542	106,575	0		249,929	0
22	H22年10-12月期	169,481	14.15	109,715	112,277	2,562	484 (23)	162,439	1,799
	H23年1-3月期			116,162	121,401	5,239		165,171	4,972
	H23年4-6月期			121,454	121,548	94		249,145	17,128
	H23年7-9月期			124,362	114,723	0		229,115	0
23	H23年10-12月期	170,751	15.00	125,486	120,078	0	490 (23)	167,212	0
	H24年1-3月期			121,842	114,702	0		174,207	0
	H24年4-6月期			123,438	113,085	0		247,845	0
	H24年7-9月期			121,821	110,607	0		222,312	0
24	H24年10-12月期	171,633	15.06	131,303	112,172	0	503 (24)	167,741	0
	H25年1-3月期			131,408	110,985	0		175,276	0
	H25年4-6月期			137,781	111,731	0		248,085	0
	H25年7-9月期			139,283	112,623	0		235,645	0
25	H25年10-12月期	171,686	15.07	135,503	111,951	0	1,547 (74)	171,335	0
	H26年1-3月期	176,591		130,841	112,602	0		182,431	0
	H26年4-6月期			136,750	114,793	0		242,678	0
	H26年7-9月期			138,013	115,560	0		215,112	0
26	H26年10-12月期	177,973	15.16	129,902	114,750	0	2,021 (150)	166,069	0
	H27年1-3月期			136,825	116,694	0		172,896	0
	H27年4-6月期			139,957	116,219	0		242,764	0
	H27年7-9月期			135,734	113,638	0		210,678	0
27	H27年10-12月期	177,876	15.44	134,125	111,910	0	2,607 (193)	169,949	0
	H28年1-3月期			134,352	116,111	0		181,986	0
	H28年4-6月期			129,438	114,664	0		241,383	0
	H28年7-9月期			126,295	116,554	0		224,533	0

【別添1】異性化糖調整金等の推移

(単位:円/トン、%、トン)

砂糖 年度	適用期間	異性化糖 調整基準 価格	異性化糖 調整率	異性化糖 平均供給 価格	異性化糖 標準価格	異性化糖 調整金単価	異性化糖 二次調整金 単価	異性化糖の 移出数量	うち二次調整金 対象数量
28	H28年10-12月期	177,822	15.15	120,820	119,923	0	1,788 (132)	177,345	0
	H29年1-3月期			125,874	123,001	0		182,916	0
	H29年4-6月期			128,423	123,703	0		242,814	0
	H29年7-9月期			127,287	117,234	0		228,531	0
29	H29年10-12月期	177,822	15.77	121,241	114,523	0	1,734 (128)	171,703	0
	H30年1-3月期			122,548	115,398	0		184,216	0
	H30年4-6月期			123,271	113,616	0		247,918	0
	H30年7-9月期			125,528	110,819	0		228,323	0
30	H30年10-12月期	177,854	16.34	127,008	109,793	0	1,824 (135)	182,220	0
	H31年1-3月期			127,883	112,871	0		186,650	0
	H31年4-6月期			127,159	109,080	0		242,836	0
	R1年7-9月期			127,624	108,464	0		212,109	0
1	R1年10-12期	189,076	17.13	127,991	112,936	0	2,351 (174)	181,961	0
	R2年1-3月期			128,099	114,620	0		185,706	0
	R2年4-6月期			127,786	117,601	0		213,086	0
	R2年7-9月期			122,656	113,681	0		204,297	0
2	R2年10-12期	189,076	17.13	123,325	120,452	0	2,674 (198)	165,208	0
	R3年1-3月期			130,626	122,688	0		169,818	0
	R3年4-6月期			141,653	125,604	0		216,949	0
	R3年7-9月期			151,610	128,531	0		197,984	0
3	R3年10-12期	189,886	17.42	147,031	132,883	0	2,188(162) 14,000~ 15,000円/t	166,535	0
	R4年1-3月期								
	R4年4-6月期								
	R4年7-9月期								

注:異性化糖二次調整金の下段括弧内の数値は消費税額(上段の内数)。